

第4章 障害者手帳

手帳の交付を受けることで、各種福祉サービスや相談支援が受けやすくなります。

●障害者手帳

障害者手帳には身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳の交付を受けることで、各種福祉サービスや相談支援が受けやすくなります。

◇申請方法

お住まいの市町に申請を行ってください。各市町で申請を受け付けた後、関係機関（※）にて審査を行い、手帳の発行を行います。

※審査を行う機関

県総合福祉センター（身体障害者手帳）、知的障害者更生相談所・児童相談所（療育手帳）、県精神保健福祉センター（精神障害者保健福祉手帳）

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

① 身体障害者手帳

身体上の障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能に一定以上の永続する障害がある方。障害の程度に応じて1級から6級の区分が設けられています。

② 療育手帳

知的障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

知的障害のある方（おおむね18歳までの発達期に知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じている方）。障害の程度に応じて「A」（最重度及び重度）と「B」（中度及び軽度）の区分が設けられています。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

精神障害がある方。障害の程度に応じて重度の方より1級から3級の区分が設けられています。

